

事務連絡

令和4年2月8日

都道府県
各市町村
特別区
地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））について

平素より、子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般のオミクロン株による感染拡大により、保育所等においても児童や職員の感染者数が増加しており、それに伴い臨時休園する保育所数も増加している中で、保育所等の果たす社会的機能の維持を図ることが重要となります。

このため、保育所等が休園となった場合の代替保育の受け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置を講じることとしました。

具体的には、震災などの災害時に保育所等が利用できなくなった場合の財政支援の特例措置（「一時預かり事業（災害特例型）」）と同様の特例措置として、「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」を創設し、代替保育を実施する保育所等に対する財政支援を行うこととしています。

本特例措置の内容については下記のとおりとなりますので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知していただくとともに、代替保育の確保に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本特例措置を盛り込んだ「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の一部改正通知については、追って発出する予定ですので、念のため申し添えます。

記

(1) 「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」について

今般創設を検討している「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」は、基本的には震災などの災害時に創設する「一時預かり事業（災害特例型）」と同様の財政支援の特例措置（通常保育の補助単価（公定価格）を適用）であり、本特例措置に係る「実施要綱（新旧対照表（案）」及び「交付要綱（新旧対照表（案）」については、別添1及び別添2のとおりである。

また、本特例措置の概要資料や対象児童の考え方を別添3及び別添4としてまとめているため、併せて参考とされたい。

(2) 感染症対策の観点を踏まえた支援の拡充について

「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」については、「一時預かり事業（災害特例型）」による特例措置に加え、感染症対策の観点を踏まえ、以下のとおり支援の拡充を行うこととしている。

① 居宅訪問型の一時的預かり事業の対象児童について

感染症対策のために居宅に訪問して代替保育を実施する場合、居宅訪問型の一時的預かり事業の活用が考えられるが、現行の居宅訪問型の一時的預かり事業の対象児童については、実施要綱の4（5）の「②対象児童」の規定により、「障害、疾病等」などの要件に該当する場合に限っていることから、今般の特例措置においては、当該要件を適用しない取り扱いとし、居宅訪問型による代替保育を広く活用できることとしている。

なお、居宅訪問型による一時預かり事業を実施した場合においても、(1)の財政支援の特例措置を適用する。

② 地域子育て支援拠点や公民館、児童館等での「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」の実施について

今般のオミクロン株による感染拡大に伴う保育所等の休園に対応するため、一時預かり事業を実施していない公民館、児童館等において、新たに「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」を実施する場合、補助基準額として「4,620円（児童1人当たり日額）」に加え、「446,000円（1箇所当たり月額）」を上乗せして補助することとしており、これにより、あらかじめ、休園に備えて職員配置などの体制整備を図ることを可能としている。

(3) 「適用日」及び「補助率」について

本特例措置の「適用日」及び「補助率」については、以下のとおり。

① 適用日

令和4年2月8日

② 補助率

(4) 留意事項

- ① 本特例措置については、保育所等における休園が増加している中で、保育所等の果たす社会的機能の維持を図るために実施するものであることから、対象児童については、保育が必要な児童に限ることとしている(幼稚園等(施設型給付を受けないものを含む。)を利用している1号認定子ども等のうち、就労等により保育が必要な児童も含む。)
- ② 本特例措置により代替保育を実施する場合、児童の受け入れに当たっては、感染防止に十分配慮した上で実施いただきたい。
- ③ 本特例措置による代替保育の対象児童については、市町村の判断により、保護者が社会機能維持者である場合や、代替保育の必要性の高いひとり親世帯等に限定又はこれらの者の児童を優先的に利用させることができることとしているため、各市町村における感染状況や代替保育の受け皿確保の状況等を踏まえ、適切に判断いただきたい。
- ④ 本特例措置による代替保育を利用した場合、保護者負担を求めない取扱いとしているため、十分留意いただきたい。

(子ども・子育て支援交付金について)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付

TEL: 03-5253-2111 (内線38456)

(一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4848)

(幼稚園について)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (内線2374)

一時預かり事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 事業の内容（略）</p> <p>4 実施方法</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）新型コロナウイルス感染症特例型</u></p> <p>① <u>実施場所</u></p> <p><u>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所又は子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設（以下「特例保育施設」という。）並びに地域子育て支援拠点その他の場所（公民館、児童館等）で実施すること。</u></p> <p>② <u>対象児童</u></p> <p><u>ア 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する認定を受けた子ども（同法第19条第1項第1号に掲げる子どもに該当する認定を受けた子どもについては、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもに限る。）であって、在籍する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）が新型コロナウイルス感染症の影響に</u></p>	<p>別紙</p> <p>一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的（略）</p> <p>2 実施主体（略）</p> <p>3 事業の内容（略）</p> <p>4 実施方法</p> <p>（1）～（6）（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>より休園又は縮小したため、在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等において実施する本事業を利用する乳幼児。</u></p> <p><u>イ 在籍する施設・事業所が新型コロナウイルス感染症の影響により休園又は縮小したため、在籍する施設・事業所とは別の①に掲げる実施場所において本事業を利用する乳幼児（保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児に限る。）のうち、アに該当しない乳幼児。</u></p> <p>③ <u>設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修</u></p> <p><u>ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（１）、（２）及び（６）において定める基準に準じて行う。</u></p> <p><u>ア 幼稚園以外又は居宅以外において実施する場合 一般型又は地域密着Ⅱ型</u></p> <p><u>イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型Ⅰ</u></p> <p><u>ウ 居宅において実施する場合 居宅訪問型（ただし、居宅訪問型の（５）②に掲げる対象児童の要件は適用しない。）</u></p> <p>5 留意事項 （１）～（４）（略） <u>（５）新型コロナウイルス感染症特例型</u></p> <p><u>① 代替保育の対象となる乳幼児の受入れに当たっては、感染防止に十分配慮した上で実施すること。</u></p> <p><u>② 本事業の実施に当たっては、市町村の判断により、乳幼児の保護者が社会機能維持者である場合や、代替保育の必要性の高いひとり親世帯等に限定又はこれらの者の子どもを優先的に利用させることができる。</u></p>	<p>5 留意事項 （１）～（４）（略） <u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。<u>ただし、新型コロナウイルス感染症特例型については保護者負担を求めないこと。</u></p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>なお、緊急一時預かり又は幼稚園型Ⅱの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。</p> <p>7 費用（略）</p>	<p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p> <p>なお、緊急一時預かり又は幼稚園型Ⅱの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。</p> <p>7 費用（略）</p>

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1. 趣旨

オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園数が増加している中で、**保育所等の果たす社会的機能の維持を図る**ため、「**一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）**」を創設し、代替保育を実施する保育所等に対する**財政支援を拡充**する。

2. 支援の内容

震災などの災害が発生した場合の代替保育の財政支援の特例措置と同様の特例措置を講じる。加えて、感染症への対応の観点から、支援策の拡充を図る。

一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）

※災害時の特例措置に加え、さらなる拡充を実施

（1）対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園等したため、他の保育所等を利用する児童（代替保育が必要な児童に限る。）

<拡充> 保護者の居宅で預かる居宅訪問型の一時預かり事業について、対象児童を拡大。

（2）実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所
地域子育て支援拠点事業その他の場所（公民館や児童館など）

（3）補助単価

休園した保育所等の児童を、他の保育所等で受け入れて代替保育を実施する場合は、**通常保育の補助単価（公定価格）**を適用するとともに、**利用者負担を減免する**取扱いとする。

<イメージ図> 支給認定児童が、在籍する公定価格適用施設（保育所、認定こども園など）から、別の公定価格適用施設で代替保育を受ける場合

休園施設

公定価格を継続支給 （負担割合 1 / 2）

※ 教育・保育の提供があったとみなして、公定価格を支給

<公定価格適用施設>

- ・ 特定教育・保育施設
- ・ 地域型保育事業所



（代替保育が必要な児童）

代替保育実施施設

<公定価格適用施設>

- ・ 特定教育・保育施設
- ・ 地域型保育事業所

一時預かり事業（新型コロナウイルス特例型）により、公定価格相当額を支給
（負担割合 1 / 3）

※ 利用者負担を減免する取扱いとする

※震災などの災害時の特例措置と同様の支援

※災害時の特例措置に加え、今回さらに拡充を加える事項

<拡充> 一時預かり事業を実施していない地域子育て支援拠点や公民館などにおいて、新たに本事業による代替保育を実施する場合、職員配置などの体制整備に必要な費用を上乗せ補助（月額約45万円）。

⇒あらかじめ、休園に備えて体制整備を図ることが可能

※①公定価格適用外施設（私学助成園など）に在籍する児童が代替保育を受けた場合や、②公定価格適用外施設（地域子育て支援拠点や公民館等）において代替保育を実施する場合などは、児童1人当たり日額4,620円の補助単価を適用（この場合も、利用者負担は減免する取扱いとする。）

「対象児童」の考え方

実施要綱のAの対象児童

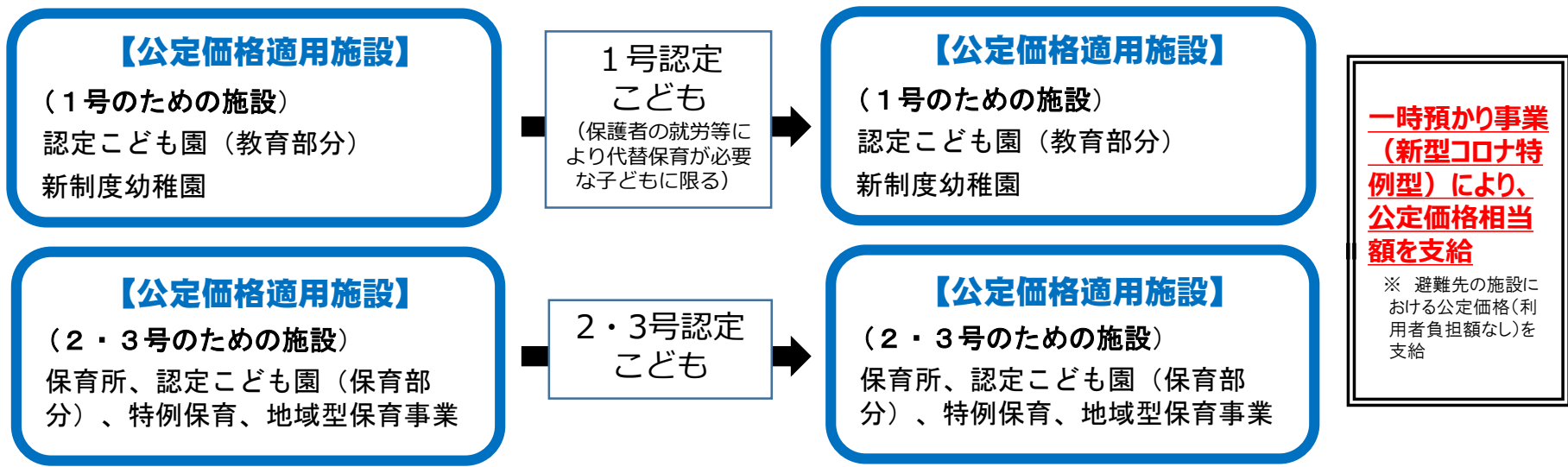
- ① **支給認定こども**（※代替保育が必要な子どもに限る。）が、
- ② **在籍する公定価格適用施設**（保育所、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等）が休園したため、
- ③ **公定価格適用施設で代替保育を利用**する場合（※子どもの認定区分に対応する施設を利用する場合に限る。）

※市町村の判断により、エッセンシャルワーカーや、ひとり親世帯等の代替保育の必要性が高い者に限定又はこれらの者を優先的に利用させることが可能。

在籍施設（休園）

新型コロナ特例型実施施設

《公定価格適用施設を利用する子どもが、認定区分に対応する他の公定価格適用施設を利用》



一時預かり事業（新型コロナ特例型）により、公定価格相当額を支給

※ 避難先の施設における公定価格（利用者負担額なし）を支給

※「預かり保育」を利用している新制度幼稚園等の利用児童が、代替保育先で引き続き「預かり保育」を利用する場合には、本事業により「公定価格相当額（1号単価）」の補助を受けた上で、別途、通常の「預かり保育」の補助を上乗せして受けることが可能。

実施要綱のイの対象児童

- ①在籍する施設・事業所（私学助成園や認可外保育施設を含む。）が休園したため、
 - ②本事業の実施場所（公定価格適用施設、私学助成園、地域子育て支援拠点、公民館・児童館など）において代替保育を利用する場合のうち、
 - ③アに該当しない場合（※代替保育が必要な子どもに限る。）
- ※市町村の判断により、エッセンシャルワーカーや、ひとり親世帯等の代替保育の必要性が高い者に限定又はこれらの者を優先的に利用させることが可能。

在籍施設（休園）

新型コロナ対応型実施施設

《公定価格適用外施設を利用する子どもが、他の施設・事業所を利用》

【公定価格適用外施設】

私学助成園
認可外保育施設

全ての子ども
(保護者の就労等により代替保育が必要な子どもに限る)

【公定価格適用施設】 【公定価格適用外施設】

※本事業の全ての実施場所

《公定価格適用施設を利用する子どもが、他の公定価格適用外施設を利用》

【公定価格適用施設】

(1号のための施設)
認定子ども園（教育部分）
新制度幼稚園

1号認定
子ども
(保護者の就労等により代替保育が必要な子どもに限る)

【公定価格適用外施設】

私学助成園
認可外保育施設
地域子育て支援拠点事業
公民館
児童館 など

【公定価格適用施設】

(2・3号のための施設)
保育所、認定子ども園（保育部分）、特例保育、地域型保育事業

2・3号認定
子ども

一時預かり事業
(新型コロナ特例型)により、
児童1人当たり
日額4,620円
を支給

在籍施設（休園）

新型コロナ対応型実施施設

《《公定価格適用施設》を利用する子どもが、認定区分と異なる他の《公定価格適用施設》を利用》

【公定価格適用施設】

（1号のための施設）
認定こども園（教育部分）
新制度幼稚園

1号認定
こども

（保護者の就労等により代替保育が必要な子どもに限る）

【公定価格適用施設】

（2・3号のための施設）
保育所、地域型保育事業

【公定価格適用施設】

（2・3号のための施設）
保育所、認定こども園（保育部分）、特例保育、地域型保育事業

2・3号認定
こども

【公定価格適用施設】

（1号のための施設）
新制度幼稚園

**一時預かり事業
（新型コロナ特例型）により、
児童1人当たり
日額4,620円
を支給**